

[事案 2024-89] 新契約無効請求

・令和7年4月3日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年10月に銀行を募集代理店として契約した変額終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人は、自分の預金口座に1000万円あることを盗み見て、数種類の投資商品をしつこく勧誘した。
- (2) 募集人は、本契約のパンフレットで、「5年から10年で、目標達成の可能性は更に高まる」、「目標を達成すれば、その時点でその金額で解約できる」と説明をした。
- (3) 募集人の説明と運用実績・実態が極端に異なり、契約後、約10年間、一度も目標に近づくどころか右肩下がりの一途を辿り続け、この先も改善の見込みはないとの話を保険会社から聞かされた。募集人に騙された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、募集代理店に来店した際、申立人と面談したが、申立人の非公開金融情報を保険募集に利用することについて、事前に同意を得ている。募集人がしつこく勧誘した事実はない。
- (2) 募集時に行われた商品内容、リスク等の所定の説明は必要十分であった。
- (3) 本保険商品は、契約者が当然要求すべき品質水準を満たしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。